

# 令和6年第4回伊達市議会定例会 議案説明資料(追加)

議案名	資料名
議案第14号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要
議案第15号 伊達市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	伊達市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要
議案第16号 伊達市職員の給与に関する条例及び伊達市職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	伊達市職員の給与に関する条例及び伊達市職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の概要



## 議案第14号説明資料

議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の趣旨

官民の給与水準の格差是正のため本年8月8日に人事院から出された「国家公務員の給与に関する勧告」に対し、政府が勧告どおりの実施を閣議決定したことにより、本市においても国家公務員の給与に準ずるといふ基本原則に基づき市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を引き上げることとすることから、本市議会議員の期末手当についても同様の措置とするよう所要の条例改正を行うものである。

### 2 改正の内容

本年度以降の本市議会議員の期末手当の年間支給割合を引き上げる。

区 分	6 月期支給割合	12月期支給割合	年間支給割合
現 行	2.25月	2.25月	4.50月
改正案 (本年度)	2.25月 (支給済み)	2.35月 (+0.10月) (2.25月分支給済み)	4.60月 (+0.10月) (4.50月分支給済み)
改正案 (来年度以降)	2.30月 (+0.05月)	2.30月 (△0.05月)	4.60月 ( — )

### 3 新旧対照表

#### (1) 議会の議員の議員報酬等に関する条例 (第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときにあつてはその日現在）において前項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときにあつてはその日現在）において前項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

(2) 議会の議員の議員報酬等に関する条例（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期满了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときにあつてはその日現在）において前項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期满了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときにあつてはその日現在）において前項に規定する者が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

## 議案第15号説明資料

伊達市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の趣旨

官民の給与水準の格差是正のため本年8月8日に人事院から出された「国家公務員の給与に関する勧告」に対し、政府が勧告どおりの実施を閣議決定したことにより、本市においても国家公務員の給与に準ずるといふ基本原則に基づき市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を引き上げることとすることから、市長、副市長及び教育長の期末手当についても同様の措置とするよう所要の条例改正を行うものである。

### 2 改正の内容

本年度以降の市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給割合を引き上げる。

区 分	6月期支給割合	12月期支給割合	年間支給割合
現 行	2.25月	2.25月	4.50月
改正案 (本年度)	2.25月 (支給済み)	2.35月 (+0.10月) (2.25月分支給済み)	4.60月 (+0.10月) (4.50月分支給済み)
改正案 (来年度以降)	2.30月 (+0.05月)	2.30月 (△0.05月)	4.60月 ( — )

### 3 新旧対照表

#### (1) 伊達市長等の給与に関する条例 (第1条関係)

改 正 案	現 行												
<p>(期末手当)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した者にあつては、退任の日現在)の給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の225</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>100分の235</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	基準日	割合	6月1日	100分の225	12月1日	100分の235	<p>(期末手当)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した者にあつては、退任の日現在)の給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の225</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>100分の225</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	基準日	割合	6月1日	100分の225	12月1日	100分の225
基準日	割合												
6月1日	100分の225												
12月1日	100分の235												
基準日	割合												
6月1日	100分の225												
12月1日	100分の225												

(2) 伊達市長等の給与に関する条例（第2条関係）

改 正 案	現 行												
<p>(期末手当)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任の日現在）の給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 523 1079 639"><thead><tr><th>基準日</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>6月1日</td><td><u>100分の230</u></td></tr><tr><td>12月1日</td><td><u>100分の230</u></td></tr></tbody></table> <p>3 略</p>	基準日	割合	6月1日	<u>100分の230</u>	12月1日	<u>100分の230</u>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任の日現在）の給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1158 523 2092 639"><thead><tr><th>基準日</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>6月1日</td><td><u>100分の225</u></td></tr><tr><td>12月1日</td><td><u>100分の235</u></td></tr></tbody></table> <p>3 略</p>	基準日	割合	6月1日	<u>100分の225</u>	12月1日	<u>100分の235</u>
基準日	割合												
6月1日	<u>100分の230</u>												
12月1日	<u>100分の230</u>												
基準日	割合												
6月1日	<u>100分の225</u>												
12月1日	<u>100分の235</u>												

## 議案第16号説明資料

伊達市職員の給与に関する条例及び伊達市職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の趣旨

官民の給与水準の格差是正のため本年8月8日に人事院から出された「国家公務員の給与に関する勧告」に対し、政府が勧告どおりの実施を閣議決定したことから、本市においても、国家公務員の給与に準ずるといふ基本原則に基づき、所要の条例改正を行うものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 正職員の期末手当及び勤勉手当（第1条及び第2条関係）

本年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を引き上げる。

区 分		6月期支給割合		12月期支給割合		年間支給割合	
		暫定再任用職員 以外の職員	暫定再任用職員	暫定再任用職員 以外の職員	暫定再任用職員	暫定再任用職員 以外の職員	暫定再任用職員
現 行	期末手当	1.225月	0.6875月	1.225月	0.6875月	2.450月	1.375月
	勤勉手当	1.025月	0.4875月	1.025月	0.4875月	2.050月	0.975月
	合 計	2.250月	1.175月	2.250月	1.175月	4.500月	2.350月
改正案 (本年度)	期末手当	1.225月 (支給済み)	0.6875月 (支給済み)	1.275月 (+0.050月) (1.225月分支給済み)	0.7125月 (+0.025月) (0.6875月分支給済み)	2.500月 (+0.050月) (2.450月分支給済み)	1.400月 (+0.025月) (1.375月分支給済み)
	勤勉手当	1.025月 (支給済み)	0.4875月 (支給済み)	1.075月 (+0.050月) (1.025月分支給済み)	0.5125月 (+0.025月) (0.4875月分支給済み)	2.100月 (+0.050月) (2.050月分支給済み)	1.000月 (+0.025月) (0.975月分支給済み)
	合 計	2.250月 (支給済み)	1.175月 (支給済み)	2.350月 (+0.100月) (2.250月分支給済み)	1.225月 (+0.050月) (1.175月分支給済み)	4.600月 (+0.100月) (4.500月分支給済み)	2.400月 (+0.050月) (2.350月分支給済み)
改正案 (来年度 以降)	期末手当	1.250月 (+0.025月)	0.700月 (+0.0125月)	1.250月 (△0.025月)	0.700月 (△0.0125月)	2.500月 ( — )	1.400月 ( — )
	勤勉手当	1.050月 (+0.025月)	0.500月 (+0.0125月)	1.050月 (△0.025月)	0.500月 (△0.0125月)	2.100月 ( — )	1.000月 ( — )
	合 計	2.300月 (+0.050月)	1.200月 (+0.025月)	2.300月 (△0.050月)	1.200月 (△0.025月)	4.600月 ( — )	2.400月 ( — )

#### (2) 正職員の給料表（第1条関係）

高卒初任給（1級5号俸）21,400円増、大卒初任給（1級25号俸）23,800円増を始め、若年層職員に重点を置いた給料表の全号俸に渡る改定により、平均約3.2%の給料月額の上上げ（別表第1のとおり。）を行い、令和6年4月1日から適用させる。

#### (3) 寒冷地手当（第3条関係）

正職員の寒冷地手当の支給額を増額し、今年度の支給分から適用させる。

#### (4) 会計年度任用職員の期末手当（附則第6項及び第7項関係）

正職員の給与条例の規定を準用している規定について、所要の改正を行う。

3 新旧対照表

(1) 伊達市職員の給与に関する条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p><b>第11条の7</b> 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</u></p> <p>4～6 略</p> <p><b>第11条の7の4</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 略</p> <p><b>別表第1</b>（第4条関係） 給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p><b>第11条の7</b> 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の122.5_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と_____する。</p> <p>4～6 略</p> <p><b>第11条の7の4</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に_____100分の102.5_____</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に_____100分の48.75_____</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 略</p> <p><b>別表第1</b>（第4条関係） 給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>



居住地	世帯等の区分		その他の職員
	世帯主である職員		
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
大滝区内に居住する職員	29,400円	16,200円	11,500円
上記以外に居住する職員	26,000円	14,500円	9,800円

2～5 略

居住地	世帯等の区分		その他の職員
	世帯主である職員		
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
大滝区内に居住する職員	26,380円	14,580円	10,340円
上記以外に居住する職員	23,360円	13,060円	8,800円

2～5 略

## (4) 伊達市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第6項関係）

改正案	現 行
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p><b>第7条</b> 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第2項中「100分の122.5_____」とあるのは「<u>100分の122.5を超えない範囲内で規則で定める額</u>」と、「100分の127.5を乗じて得た額」とあるのは「<u>100分の127.5を超えない範囲内で規則で定める額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p><b>第7条の2</b> 給与条例第11条の7の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の102.5_____」とあるのは「<u>100分の102.5を超えない範囲内で規則で定める額</u>」と、「100分の107.5を乗じて得た額」とあるのは「<u>100分の107.5を超えない範囲内で規則で定める額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p><b>第16条</b> 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（定められた1週間当たりの勤務時間が規則で定める基準に満たない者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p><b>第7条</b> 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第2項中「100分の122.5を乗じて得た額」とあるのは、「<u>100分の127.5を超えない範囲内で規則で定める額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p><b>第7条の2</b> 給与条例第11条の7の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の102.5を乗じて得た額」とあるのは、「<u>100分の102.5を超えない範囲内で規則で定める額</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p><b>第16条</b> 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（定められた1週間当たりの勤務時間が規則で定める基準に満たない者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）</p>

について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第1項中「それぞれ6月30日及び12月10日」とあるのは「それぞれ規則で定める日」と、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の122.5を超えない範囲内で規則で定める額」と、「100分の127.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の127.5を超えない範囲内で規則で定める額」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額による基本報酬の額（基本報酬が日額又は時間額として定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれ基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額）」と読み替えるものとする。

## 2及び3 略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

**第16条の2** 給与条例第11条の7の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「6月30日及び12月10日」とあるのは「それぞれ規則で定める日」と、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の102.5を超えない範囲内で規則で定める額」と、「100分の107.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の107.5を超えない範囲内で規則で定める額」と、同条第3項中「給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額による基本報酬の額（基本報酬が日額又は時間額として定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額）」と読み替えるものとする。

## 2 略

について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第1項中「それぞれ6月30日及び12月10日」とあるのは、「それぞれ規則で定める日」と、同条第2項中「100分の122.5を乗じて得た額」とあるのは、「100分の127.5を超えない範囲内で規則で定める額」

と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「月額による基本報酬の額（基本報酬が日額又は時間額として定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれ基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額）」と読み替えるものとする。

## 2及び3 略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

**第16条の2** 給与条例第11条の7の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「6月30日及び12月10日」とあるのは、「それぞれ規則で定める日」と、同条第2項第1号中「100分の102.5を乗じて得た額」とあるのは、「100分の102.5を超えない範囲内で規則で定める額」

と、同条第3項中「給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「月額による基本報酬の額（基本報酬が日額又は時間額として定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額）」と読み替えるものとする。

## 2 略

### (5) 伊達市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第7項関係）

改正案	現行
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

**第7条** 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第2項中「100分の125を乗じて得た額」とあるのは、「100分の125を超えない範囲内で規則で定める額」

と読み替

えるものとする。

2及び3 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

**第7条の2** 給与条例第11条の7の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の105を乗じて得た額」とあるのは、「100分の105を超えない範囲内で規則で定める額」

と読み替えるものとする。

2 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

**第16条** 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（定められた1週間当たりの勤務時間が規則で定める基準に満たない者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第1項中「それぞれ6月30日及び12月10日」とあるのは「それぞれ規則で定める日」と、同条第2項中「100分の125を乗じて得た額」とあるのは「100分の125を超えない範囲内で規則で定める額」

と、同条第4項中「給料及び扶

養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額による基本報酬の額（基本報酬が日額又は時間額として定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれ基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額）」と読み替えるものとする。

2及び3 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

**第16条の2** 給与条例第11条の7の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「6

**第7条** 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の122.5を超えない範囲内で規則で定める額」と、「100分の127.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の127.5を超えない範囲内で規則で定める額」と読み替

えるものとする。

2及び3 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

**第7条の2** 給与条例第11条の7の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の102.5を超えない範囲内で規則で定める額」と、「100分の107.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の107.5を超えない範囲内で規則で定める額」と読み替えるものとする。

2 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

**第16条** 給与条例第11条の7から第11条の7の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（定められた1週間当たりの勤務時間が規則で定める基準に満たない者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第11条の7第1項中「それぞれ6月30日及び12月10日」とあるのは「それぞれ規則で定める日」と、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の122.5を超えない範囲内で規則で定める額」と、「100分の127.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の127.5を超えない範囲内で規則で定める額」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額による基本報酬の額（基本報酬が日額又は時間額として定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれ基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額）」と読み替えるものとする。

2及び3 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

**第16条の2** 給与条例第11条の7の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「6

月30日及び12月10日」とあるのは「それぞれ規則で定める日」と、同条第2項第1号中「100分の105を乗じて得た額」とあるのは「100分の105を超えない範囲内で規則で定める額」

と、同条第3項中「給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは「月額による基本報酬の額（基本報酬が日額又は時間額として定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額）」と読み替えるものとする。

2 略

月30日及び12月10日」とあるのは「それぞれ規則で定める日」と、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の102.5を超えない範囲内で規則で定める額」と、「100分の107.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の107.5を超えない範囲内で規則で定める額」と、同条第3項中「給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは「月額による基本報酬の額（基本報酬が日額又は時間額として定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額）」と読み替えるものとする。

2 略